

# 上屋建築物の安全性に影響を及ぼすおそれのある範囲にある 地下車庫の法第19条第4項に基づく確認について

## 法第19条第4項

標記に掲げる地下車庫について、次のいずれかの方法により法第19条第4項に基づく安全性の確認を行ないます。

### ①地下車庫の構造計算による安全性の確認

【添付図書】

- ・構造計算書
- ・構造図（配筋詳細図）
- ・申請書第2面第3欄設計者欄への記載（意匠設計者と異なる場合）

なお、構造計算書についての安全証明書及び地盤調査報告書の添付は不要です。

### ②上屋建築物の荷重が地下車庫に影響を及ぼさないことの確認

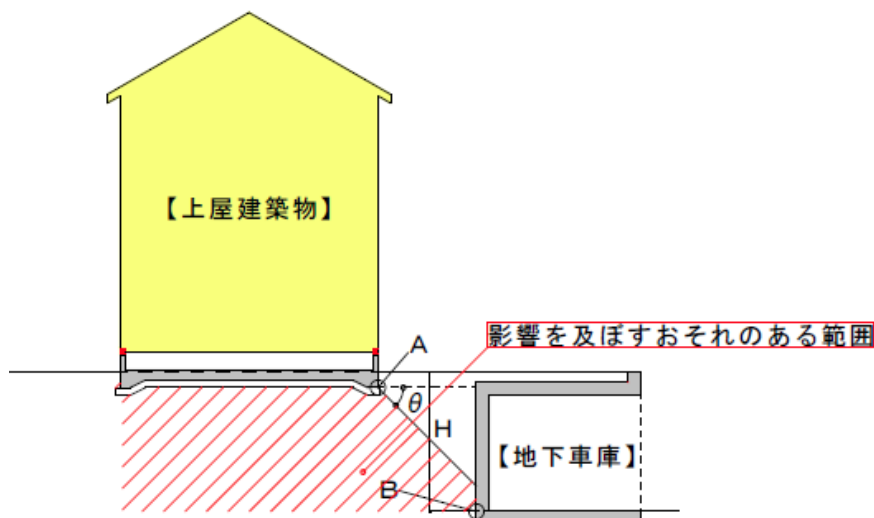
地下車庫からの安息角以深まで上屋建築物の基礎を深基礎とするか、地盤補強（以下「地盤補強等」）を行ない、地下車庫に影響を与える荷重を生じさせない計画とする。

【図書に明示すべき事項】

- ・土質
- ・地下車庫からの安息角
- ・地盤補強等の位置、種別、深さなど

なお、確認済証交付後におこなった地盤調査の結果により、「地盤補強等」を**取止**めする場合は、出来るだけ早い時期に**検査部へ相談**をして下さい。

【上屋建築物の安全性に影響を及ぼすおそれのある範囲とは】



【参考：宅地造成等規制法による基準】

土質	規模 H=5m 超え	H=5m 以下
軟岩（風化の著しいものを除く）	$\theta = 70^\circ$	$\theta = 80^\circ$
風化の著しい岩	$\theta = 50^\circ$	$\theta = 60^\circ$
砂利、真砂土、硬質関東ローム、硬質粘土	$\theta = 45^\circ$	$\theta = 55^\circ$
軟質関東ローム、その他これらに類するもの	$\theta = 35^\circ$	$\theta = 45^\circ$

（平成23年5月1日）
